

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する件（案） について

1．趣旨

農薬の適正使用を確保するため、農薬の使用回数を守るべき期間の定義の明確化を図るとともに、有効成分に着目した農薬の使用回数の遵守を義務化する等、所要の規定の整備を行う。

2．改正の概要

(1) 農薬の使用回数を守るべき期間等の明確化

現行の農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(以下「農薬使用基準省令」という。)では、農薬の使用回数を守るべき期間を「食用農作物等の生産に用いた種苗のは種(果樹、茶その他の多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫)から当該食用農作物の収穫に至るまでの間」と定義しているところである。

しかしながら農薬は、は種前の土壌くん蒸、種子消毒等の準備作業においても用いられること、イチゴ等の栄養繁殖によって農産物を生産する場合にあつては、「は種」の表現は必ずしも当を得ているとは言えないことから、これらの事項を明示的に規定することとする。

(2) 農薬の有効成分の種類ごとの総使用回数の遵守

現行の農薬使用基準省令では、農薬の剤としての総使用回数を超えて農薬を使用してはならない旨規定しているところであるが、これでは同一の有効成分を含む農薬を同じ時期に重複して使用することが可能となり、当該有効成分が多量に使用されることによって、残留性等の観点から安全性が十分に確保できない事態が生じるおそれが否定できない。また、有効成分はその性質から、使用時期や使用の態様ごとの使用回数を遵守しなければ上述のようなおそれが否定できない。

これらを踏まえ、農薬の有効成分の種類ごとの総使用回数(使用時期又は使用の態様の区分ごとに定められている場合にあつては、その区分ごとの総使用回数)を遵守する旨規定する。

農薬の有効成分を遵守させる理由

「農薬の有効成分ごとの使用回数を規制する理由」は、以下のとおり。

(例) 有効成分が同一の剤が、違った会社から A 剤と B 剤として販売されていた場合、農薬使用者が、A 剤と B 剤を所有していると、定植時 1 回の使用としては、剤としての使用回数がおのこの 1 回であるため、定植時に A 剤と B 剤を使用するおそれがある。

A 剤

剤としての使用回数：1 回

使用時期：定植時

有効成分としての使用回数：有効成分 3 回（定植後は 2 回以内）

B 剤

剤としての使用回数：1 回

使用時期：定植時

有効成分としての使用回数：有効成分 3 回（定植後は 2 回以内）

このため、有効成分としての使用回数を遵守させることとし、有効成分としての使用回数の表記を「有効成分としての使用回数：定植時 1 回、定植後 2 回」のように改正し、上記のような使用を制限する必要がある。

ラベル表示の変更例（使用時期）

（農薬のラベル表示の改正前）

作物	適用害虫名	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ジメトアトを含む農薬の総使用回数
キャベツ	アブラムシ類	150～300 μ l/10a	収穫 3 日前まで	2 回以内	散布	3 回以内 （定植後は 2 回以内）
		1 μ l 成型育苗トレイ 1 箱当たり 0.5 μ l	定植時	1 回	灌注	

（農薬のラベル表示の改正後）

作物	適用害虫名	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ジメトアトを含む農薬の総使用回数
キャベツ	アブラムシ類	150～300 μ l /10a	収穫 3 日前まで	2 回以内	散布	3 回以内 （定植時 1 回以内、定植後 2 回以内）
		1 μ l 成型育苗トレイ 1 箱当たり 0.5 μ l	定植時	1 回	灌注	

ラベル表示の変更例（使用の態様）

（農薬のラベル表示の改正前）

作物	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	TPNを含む農薬の総使用回数
ねぎ	黒斑病、べと病	1000倍	収穫14日前まで	2回以内	散布	3回以内 (土壌灌注は1回以内)
ねぎ	苗立枯病(リクトニア菌)	500倍	出芽揃い後 (出芽3日後から10日まで)	1回	1㎡当り 希釈液 0.5ℓ土壌灌注	3回以内 (土壌灌注は1回以内)

（農薬のラベル表示の改正後）

作物	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	TPNを含む農薬の総使用回数
ねぎ	黒斑病、べと病	1000倍	収穫14日前まで	2回以内	散布	3回以内 (散布は2回以内、土壌灌注は1回以内)
ねぎ	苗立枯病(リクトニア菌)	500倍	出芽揃い後 (出芽3日後から10日まで)	1回	1㎡当り 希釈液 0.5ℓ土壌灌注	

ラベル表示の変更が必要の無い例

作物	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	TPNを含む農薬の総使用回数
なす	黒枯病、灰色かび病、すすかび病	1000倍	収穫前日まで	4回以内	散布	4回以内